

# 社団法人日本スポーツ吹矢協会

## 臨時社員総会（平成21年） 実施大綱

### ■ 開 催 日 時

平成21年11月20日（金）

午後1時30分開会

### ■ 開 催 会 場

銀座3丁目 銀座会議室 6階C室

中央区銀座3-7-10 松屋アネックスビル

### ■ 式次第及び議案

別紙

## <式 次 第>

進行 小田部総務部長

### 1. 会長より

青柳会長

### 2. 議事審議

#### 《議案》

- |         |   |        |
|---------|---|--------|
| 【第1号議案】 | (口頭) 公益社団法人申請の考え方について   | 青柳会長   |
| 【第2号議案】 | (口頭) 定款一部変更について<br>※協会本部事務所の住所変更  | 中村専務理事 |
| 【第3号議案】 | 人事の件<br>1) 理事及び顧問<br>2) 教育普及部<br>3) 昇段試験審査委員<br>4) 県会長の交替人事<br>5) 正社員の交代人事<br>6) 除名 | 中村専務理事 |
| 【第4号議案】 | 会員規程一部改定の件  | 中村専務理事 |
| 【第5号議案】 | 人事委員会規程の件   | 中村専務理事 |
| 【第6号議案】 | 倫理規程及び倫理委員会規程の件   | 中村専務理事 |
| 【第7号議案】 | (上級) 公認指導員規約改定の件  | 高橋常務理事 |
| 【第8号議案】 | 教育普及部規約の件   | 横田常務理事 |

- |            |                              |         |
|------------|------------------------------|---------|
| 【第 9 号議案】  | スポーツ吹矢用具審査委員会の件              | 中村専務理事  |
| 【第 10 号議案】 | 個人情報保護規程の件                   | 小田部総務部長 |
| 【第 11 号議案】 | スポーツ吹矢普及振興（特別）功労賞等<br>表彰規程の件 | 中村専務理事  |
| 【第 12 号議案】 | 平成 22 年度主要行事について             | 高橋常務理事  |
| 【第 13 号議案】 | 協会主催の大会及び競技大会<br>開催の考え方について  | 中村専務理事  |
| 【第 14 号議案】 | ジュニア育成部マニュアル一部改定の件           | 小田部総務部長 |

**第2号議案 定款一部変更について  
移転に伴う住所変更の件**

(社)日本スポーツ吹矢協会の協会本部事務所の移転に伴い、定款第2条を以下のように変更する。

<変更前>

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区銀座3丁目8番12号におく。

<変更後>

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区銀座におく。

[理事一覧]

会長	青柳 清	
(新) 副会長	猪狩 元秀	
専務理事	中村 一磨呂	協会本部長
常務理事	高橋 健	組織部長
常務理事	横田 博文	教育普及部長
(新) 常務理事	小田部 文俊	(新) 協会本部副本部長
		総務部長 (兼任)
理事	山田 兼三郎	(新) 組織部副部長
理事	山室 豊	(新) 会報担当
理事	越後谷 敏明	(新) 競技審判部副部長
理事	信田 よしの	(新) 学術研究部副部長
理事	八子 芳樹	(新) 学術研究部長
理事	大野 美好	競技審判部長
理事	尾形 眞克	(新) 競技審判部副部長
理事	荒井 和子	障がい者サポート部長
理事	高木 千佳子	(新) 国際部副部長
(新) 理事	山田 信彦	(新) 国際部部长
(新) 理事	原 紀子	(新) 組織部副部長
(新) 理事	末広 施津子	(新) 組織部副部長
(新) 理事	赤堀 みどり	(新) 国際部副部長
(新) 理事	倉本 のり子	(新) 障がい者サポート部副部長
監事	山田 宏敬	
最高顧問	日野原 重明	
顧問	荒井 他嘉司	
(新) 顧問	林 雅之	

## 2. [社員]

### [退任]

山田 信彦 (東京)  
原 紀子 (神奈川)  
末広 施津子 (東京)  
※理事に就任のため

牟田 靖文 (佐賀)  
望月 純一 (神奈川)  
池田 克哉 (東京)  
野田 剛 (東京)  
※退任届提出のため

### [社員選出]

- ①青海川 應美 (東京)
- ②鈴木 新三 (東京)
- ③三浦 幸一 (東京)
- ④石坂 甫 (神奈川)
- ⑤平野 義次 (佐賀)
- ⑥小淵 昭雄 (千葉)
- ⑦中川 桂子 (大阪)
- ⑧中島 澄 (大阪)

## 3. [県会長]

佐賀県 平野義次 (前任：牟田靖文)

## 4. 組織関係

### [教育普及部]

#### ※副部長

- ①高木 千佳子
- ②山田 信彦
- ③赤堀 みどり
- ④倉本 のり子

- ⑤吉田 憲春
- ⑥園田 和之
- ⑦米長 勝洋
- ⑧志賀 賢治
- ⑨塩田 堯憲 (たかのり)

※推進委員

- ①大室 五郎
- ②安井 哲雄
- ③早川 健彦
- ④藤浦 正信
- ⑤岩崎 和雄
- ⑥小竹 政實 (まさみ)
- ⑦中川 桂子
- ⑧石堂 明

**[障がい者サポート部]**

※ 副部長

- ①倉本 のり子
- ②村居 茂

**[ジュニア育成部]**

※幹事

- ①櫻井 一良

**5. [昇段審査委員人事]**

- ①二木 幹男
- ②伊藤 昇二
- ③山崎 エイ子
- ④高野 敬子
- ⑤佐藤 貞徳
- ⑥松村 兵三
- ⑦杉本 祥子 (しょうこ)

- ⑧大塚 定司
- ⑨都築 良徳
- ⑩石坂 甫 (はじめ)
- ⑪土屋 洋文
- ⑫小平 はる美
- ⑬野本 良廣
- ⑭野中 万里江
- ⑮新井 富美子
- ⑯宮崎 千恵子
- ⑰清水 たみ
- ⑱菊池 節夫
- ⑲中澤 要一
- ⑳河野 昌文
- ㉑小溝 健
- ㉒佐藤 聡

## 6. その他

### [公認指導員推薦枠]

沖縄

町田 忠

沖縄県会長  
沖縄中頭支部長  
三段

### [除名]

埼玉

鈴木 照見

埼玉県在住の鈴木照見氏について、定款第11条の規定により、除名と致しました。弁明の機会を設けましたが、その席に本人は来なかったため除名処分としました。

以上



## 第4号議案

(社) 日本スポーツ吹矢協会

### 会員規程

<趣旨>

**第1条** この規程は、社団法人日本スポーツ吹矢協会（以下、本協会とする）の定款に定めるもののほか、全ての会員に関する事項を定めるものである。尚、ジュニアの部及び障がい者の部に関する規程については、それぞれジュニア育成部運営マニュアル及び障がい者サポート部運営マニュアルに記載した諸規定による。

<入会手続き>

**第2条** この法人に入会しようとする者は、以下の要綱に沿って手続きを行う。

- (1) 本協会所定の入会申込書を提出する。
- (2) 年会費は入会時に本規程第4条に沿って納めるとともに、毎年入会月に納める。
- (3) 入会金は無料とする。

<会員登録>

**第3条** 理事会の議決により入会を認められた会員は、本協会の会員名簿（会員管理ツール）に登録する。この会員名簿については協会本部で管理、保管する。

- 2 入会にあたり、本協会発行の会員証を付与する。

<年会費>

**第4条** 年会費は毎年入会月に以下の金額を納める。

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 本人    | <u>3,000 円</u>                           |
| (2) 同居家族  | <u>1,500 円（1人あたり）</u>                    |
| (3) 小・中学生 | <u>500 円（1人あたり）</u>                      |
| (4) 障がい者  | <u>1,500 円（家族会員制度を適用する場合は1,000 円とする）</u> |

<会員の義務>

**第5条** 会員は定款に定める目的達成のため、スポーツ吹矢の普及活動に務め

る。

2 会員は前項の活動を行うにあたり、諸法令の定めに従うことのほか、本協会の定款、会員規程及び諸規定を遵守しなければならない。

<会員の権利>

第 6 条 会員は以下の権利を有する。

(1) 本協会が主催する各種スポーツ吹矢の各種競技会に、競技規則に則り、出場することができる

(2) 本協会認定の級及び段位（5級～六段まで）を受験することができる

(3) 5名以上の会員がそろえば、本協会公認の地域支部を開設することができる

(4) 本協会より毎月会報が送付される。ただし、一家族一部とする

(5) 入会 2 年以上及び三段以上になると公認指導員となる資格を有する

<退会>

第 7 条 会員が退会するときは、その理由を付して退会届を会長に提出し、任意に退会することができる。

<退会処理>

第 8 条 会員が年会費を 2 年以上滞納したときは退会処理となる。

<除名>

第 9 条 会員が次の各号の一つに該当するときは、総会の議決を経て除名することができる。この場合、その会員に対して社員総会の 1 週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、社員総会の議決前にその会員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に違反する行為があったとき

(2) この法人の会員としての義務に違反したとき

<規程の改廃>

第 10 条 本規程は理事会の決議により改廃する。

<附則>

第 11 条 本規程は、平成 年 月 日より施行する。

## 第5号議案

(社) 日本スポーツ吹矢協会

### 人事委員会規程

(趣旨)

**第1条** (社) 日本スポーツ吹矢協会(以下、本協会という)内に、人事委員会(以下、本委員会という)を設置する。人事の対象は以下の通り。

- ①各部部長(副部長、委員、幹事等)人事
- ②昇段試験審査委員
- ③地域支部長人事
- ④その他、必要な組織人事

(委員会の構成)

**第2条** 人事委員会の構成は以下の通り。

委員長	1名
副委員長	1名
委員	5名

(委員の選出)

**第3条** 本委員会の委員の選出は、理事会で協議し決定する。

(委員の任期)

**第4条** 本委員会の委員の任期は2年とする。再任は妨げない。

(人事面接担当)

**第5条** 人事面接の担当は、4名以上の代表メンバーで行う。尚、実技研修の担当は教育普及部が行う。

(面接日)

**第6条** 人事面接日は、原則として月1回、協会本部にて実施する。なお、遠方のため、やむを得ず出席できない場合は、県会長と連携を取り、面接の日時・会場等を決め、人事委員会のメンバー又は会長が指定した者が該当地域に赴いた際に面接を行い、辞令及び認定証の授与を行う。

(手続き)

**第7条** 人事面接については、以下の手続きを行う。

- (1) 各部部長(副部長・委員・幹事等を含む)及び昇段試験審査委員、公認指導員、その他、必要な組織人事の組織人事
  - ①面接カードを記載の上、前月末日までに、協会本部企画部宛に提出する。
  - ②書類審査後、協会本部企画部より、本人に面接日を通知する。
- (2) 地域支部長人事
  - ①「地域支部再設立申請書」「地域支部長カード」「地域支部運営規則」(県会長の承認が必要)を前月末日までに、協会本部企画部宛に提出する。
  - ②書類審査後、協会本部企画部より、本人に面接日を通知する。

(報告)

**第8条** 人事面接の結果については、直近の理事会、社員総会に報告する。

(附則)

**第9条** 本規程は平成21年11月20日より施行する。

(社) 日本スポーツ吹矢協会

人事委員会

委員長	青柳 清	会長
副委員長	中村 一磨呂	専務理事
委員	高橋 健	常務理事
委員	横田 博文	常務理事
委員	小田部 文俊	総務部長
委員	大野 美好	理事
委員	荒井 和子	理事

第6号議案

(社) 日本スポーツ吹矢協会  
倫理規程及び倫理委員会規程

※継続審議